

## 平成26年 第1回真室川町教育委員会 会議録

平成26年2月20日(月)午後3時00分より、真室川町中央公民館青年の部屋において平成26年第1回真室川町教育委員会を開催した。

1. 出席委員  
委員長 土田 稔  
委員 遠田 且子  
委員 沓澤 力  
教育長 新田 隆治
2. 事務局出席者  
教育課長 八畝 重一  
総務管理・学校教育担当  
課長補佐 佐藤 久和  
生涯学習・スポーツ担当  
課長補佐 櫻本 菊男
3. 会議案件  
日程第1 前回会議録の承認について  
日程第2 教育長事務報告について  
日程第3 報 告  
日程第4 議案第1号  
平成25年度教育予算補正案の原案について  
日程第5 議案第2号  
真室川町教育振興修学資金貸付基金条例の  
一部を改正する条例の制定にかかる原案について  
日程第6 議案第3号  
真室川町立学校使用及び使用料徴収条例の  
一部を改正する条例の制定にかかる原案について  
日程第7 議案第4号  
真室川町青少年問題協議会設置条例の  
一部を改正する条例の制定にかかる原案について  
日程第8 議案第5号  
真室川町公民館設置及び管理に関する条例の  
一部を改正する条例の制定にかかる原案について  
日程第9 議案第6号  
真室川町体育施設設置及び管理に関する条例の  
一部を改正する条例の制定にかかる原案について  
日程第10 議案第7号  
真室川町文化財保護条例の  
一部を改正する条例の制定にかかる原案について  
日程第11 議案第8号  
秋山スキー場設置及び管理に関する条例の  
一部を改正する条例の制定にかかる原案について  
日程第12 議案第9号  
真室川町都市公園条例の

- 一部を改正する条例の制定にかかる原案について
- 日程第13 議案第10号  
真室川町立小中学校体育施設の開放に関する規則の  
一部を改正する規則の制定について
- 日程第14 議案第11号  
ふるさと伝承館設置及び管理に関する条例施行規則の  
一部を改正する規則の制定について
- 日程第15 議案第12号  
真室川町文化財保護条例施行規則の  
一部を改正する規則の制定について
- 日程第16 その他  
(1) 子ども・子育て支援新制度について  
(2) その他
- 日程第17 閉 会

#### 4. 会議の経過

土田委員長 ただいまの出席委員は5名です。定足数に達しておりますので、ただいまより平成26年第1回真室川町教育委員会を開催いたします。本日の案件は、日程第1から日程第17までとなっております。初めに、日程第1「前回会議録の承認について」を議題とします。何か質問、訂正等ございますか。

一同 ありません。

土田委員長 それでは、前回会議録について承認することに異議ありませんか。

一同 異議なし。

土田委員長 異議なしということですので、前回会議録については承認されました。続きまして、日程第2「教育長事務報告について」を議題とします。事務局より説明をお願いいたします。

佐藤補佐 (総務管理・学校教育担当の事務報告及び予定を一括で説明)

櫻本補佐 (生涯学習・スポーツ担当の事務報告及び予定を一括で説明)

土田委員長 教育長から補足等ございませんか。

教育長 3月2日の真室川高等学校卒業式が秋山スキー大会と日程が重なっていることから、教育委員長より代理出席をお願いいたします。

土田委員長 その他何かございませんか。なければ、日程第2「教育長事務報告について」は以上とします。続きまして、日程第3「報告」に入ります。

教育長 (2月17日開催の全県小中学校長会の内容について報告)

土田委員長 内容については見ていただき、後日意見を出していただくということにしたいと思います。いじめ防止基本方針についての意見を出す場合、教育委員会を通してなのか、直接パブリックコメントで意見を上げるのかどちらでしょうか。

教育長 方法については、間もなく県教育委員会より連絡があることになっていきます。

土田委員長 現状について詳しく決まっていないとのことですので、内容を見てい

ただき、次回の教育委員会で精査したいと思います。

遠田委員 天童市のいじめ問題があったとき、学校で何も把握していなかったことがあったと思いますが、そういうことにならないように注意して行うなど、他に説明はありましたか。

土田委員 教育長 そういった説明はありませんでした。ただ、担任が感じていることと職員が共有されるべきことにかい離があったので、統一したものにするということのようです。起きたらどうするかでなく、表面に出てきた、または表面に出るようどう対応をするかという、いじめはどこでも起こりうるという前提で作られたものなので、ご承知おきいただきたいと思います。

佐藤委員 教育長 いじめがあったという事実が出てきた場合、教育委員・教育委員会として具体的にどのようなことができるのでしょうか。

教育長 3月中に校内組織を策定していただくという方針の中で、校内組織だけで解決できない、または不十分であるといった場合に、専門的は第三者であるアドバイザーや専門員を交えた組織を教育委員会で立ち上げることとなっています。校内組織でカバーできない部分を教育委員会でカバーし、その後の対応やケアをしていくこととなっています。その人選についても急いで行っていかなければなりません。

土田委員長 その他ございませんか。なければ日程第4「報告」については以上とします。続いて日程第4議案第1号「平成25年度教育予算補正案の原案について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

佐藤補佐 (総務管理・学校教育担当の3月補正予算案について説明)

櫻本補佐 (生涯学習・スポーツ担当の3月補正予算案について説明)

土田委員長 何か質問等ございますか。

沓澤委員 最上広域市町村圏事務組合の減額補正ですが、広域教育センターのプラネタリウムだけでなく全体の施設改修が必要になったことから延期とのことですが、何か具体的な話は進んでいるのですか。

佐藤補佐 具体的な話は進んでいません。全体の改修が必要になったことから今年度は見送るとの話は決まっていますが、来年度に行うかを現在検討されているようですか、話は入ってきていません。

教育長 その件ですが、3月10日に地区教育長会があり、広域教育研究センターの今後について話し合うようです。

佐藤委員 光熱費の不足分について補正されているようですが、エアコン導入の影響があったのでしょうか。

佐藤補佐 エアコンの電気料については当初予算に計上済みで、その影響はありません。今回の補正については、灯油や重油の値上がり相当分の不足分です。

土田委員長 電気料の値上げ分は関係ないのですね。

佐藤補佐 その分は既決予算の中で間に合っており想定内です。

土田委員長 その他ございますか。なければ日程第4議案第1号「平成25年度教育予算補正案の原案について」承認することに異議ありませんか。

一同 異議なし。

土田委員長 異議なしと認め、日程第4議案第1は承認されました。続きまして日

程第5議案第2号「真室川町教育振興修学資金貸付基金条例の一部を改正する条例の制定にかかる原案について」を議題とします。事務局より説明をお願いいたします。

佐藤補佐 (資料に基づき条例改正の内容について説明)

土田委員長 これについて、何か質問等ございますか。無いようですので、日程第5議案第2号「真室川町教育振興修学資金貸付基金条例の一部を改正する条例の制定にかかる原案について」を承認することに異議ありませんか。

一同 異議なし。

土田委員長 異議なしと認め、日程第5議案第2号は承認されました。続いて「日程第6議案第3号真室川町立学校使用及び使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定にかかる原案について」を議題とします。事務局より説明をお願いいたします。

櫻本補佐 (資料に基づき条例改正の内容について説明)

土田委員長 何か質問等ございますか。無いようですので、日程第6議案第3号「真室川町立学校使用及び使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定にかかる原案について」を承認することに異議ありませんか。

一同 異議なし。

土田委員長 異議なしと認め、日程第6議案第3号は承認されました。続いて日程第7議案第4号「真室川町青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例の制定にかかる原案について」を議題とします。事務局より説明をお願いいたします。

櫻本補佐 (資料に基づき条例改正の内容について説明)

教育長 補足ですが、2年前ほどから始まっている地域主権改革一括法の流れであり、これまで上位法により決定していたことを各地方公共団体が条例で定めるといふものです。

土田委員長 これについて、何か質問等ございますか。無いようですので、日程第7議案第4号「真室川町青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例の制定にかかる原案について」を承認することに異議ありませんか。

一同 異議なし。

土田委員長 異議なしと認め、日程第7議案第4号は承認されました。続いて日程第8議案第5号「真室川町公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定にかかる原案について」と日程第9議案第6号「真室川町体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定にかかる原案について」を議題としますので、一括で事務局より説明をお願いいたします。

櫻本補佐 (資料に基づき条例改正の内容について説明)

土田委員長 これについて、何か質問等ございますか。無いようですので、日程第8議案第5号「真室川町公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定にかかる原案について」と日程第9議案第6号「真室川町体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定にかかる原案について」は承認することに異議ありませんか。

一同 異議なし。

土田委員長 異議なしと認め、日程第8議案第5号と日程第9議案第6号は承認されました。続いて日程第10議案第7号「真室川町文化財保護条例の一部を改正する条例の制定にかかる原案について」を議題とします。事務局より説明をお願いいたします。

櫻本補佐 (資料に基づき条例改正の内容について説明)

土田委員長 中村湿原についてですが、どのぐらいの広さで町文化財指定を考えていますか。

櫻本補佐 3.5ヘクタールです。平成25年の1月に砂子沢地区の姉崎進先生より中村湿原とその周辺の土地の寄贈を受けたものであります。

遠田委員 巨木のまち真室川町と言っていますが、将来的に町文化財指定に巨木を広げる考えはあるのでしょうか。

櫻本補佐 現在、具体的には考えていませんが、将来的には考えていきたいと思えます。

教育長 どういった形で文化財保護委員会に諮問するかにもよると思いますが、多くの巨木は国有林にあり、そこまで行く道路や散策路なども整備していくことも条件となると思えます。そういったことや地権者の問題など全体的に考えていく必要があると思えます。

遠田委員 住宅地に隣接しているようなところでも保存して行ってほしいところもあるので、そういったことも含めて考えていていただきたいと思えます。

土田委員長 その他ございますか。無いようですので、日程第10議案第7号「真室川町文化財保護条例の一部を改正する条例の制定にかかる原案について」を承認することに異議ありませんか。

一同 異議なし。

土田委員長 異議なしと認め、日程第10議案第7号は承認されました。続いて日程第11議案第8号「秋山スキー場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定にかかる原案について」から日程第14議案第11号「ふるさと伝承館設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題としますので、事務局より一括で説明をお願いします。

櫻本補佐 (資料に基づき条例改正の内容について説明)

土田委員長 これについて、何か質問等ございますか。無いようですので、日程第11議案第8号「秋山スキー場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定にかかる原案について」から日程第14議案第11号「ふるさと伝承館設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」まで承認することに異議ありませんか。

一同 異議なし。

土田委員長 異議なしと認め、日程第11議案第8号から日程第14議案第11号まで承認されました。続いて日程第15議案第12号「真室川町文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。事務局より説明をお願いいたします。

櫻本補佐 (資料に基づき条例改正の内容について説明)

土田委員長 これについて、何か質問等ございますか。

遠田委員 天然記念物の保存に影響を及ぼす行為の中で、中村湿原保護の観点でみるとわかるのですが、そのほかに天然記念物に当てはめた場合、内容はこれで大丈夫でしょうか。

教育課長 町文化財指定に検討されたことがあるのはイバラトミヨだけですが、この内容でカバーできるものと考えています。それ以上の部分が出てきた場合は、再度改正を検討していきたいと思います。

土田委員長 ほかになければ、日程第15議案第12号「真室川町文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を承認することに異議ありませんか。

一同 異議なし。

土田委員長 異議なしと認め、日程第15議案第12号は承認されました。続きまして、日程第16「その他」(1)子ども・子育て支援新制度についての説明を事務局よりお願いします。

教育課長 (資料に基づき、子ども・子育て支援新制度の今後の方向性等について説明と報告)

土田委員長 何か質問等ございますか。

沓澤委員 保育と教育の一元化して教育課で請け負うとの話がありましたが、今後は教育課で整理をしていくということでしょうか。

教育課長 福祉課と協議をし、皆さんから判断していただく材料を整理していくということです。制度自体は平成27年度から提供して行けるように福祉課のほうで条例改正等を行っています。

遠田委員 ばらばらに考えると担当が移っただけとなる可能性もあるので、全体の方向性を考え、今の教育課の事業へ合せてどういった事業を行い、どのような人的配置を行っていくかを整理していく必要があると思いますが、そここのところはどうなっているでしょうか。

教育課長 その作業は、平成26年度中の仕事になると思います。どういったような視点で割振りし人的配置をしていくのか、そういった部分を整理していく時間となります。意味があるようにしていくには、高い目標と目配りを意識していかないと担当が変わっただけとなりかねません。

教育長 すでに教育委員会ですべて所管しているところもあるようなので、どう変わったかも確認していかなければならないと思います。

遠田委員 いろいろな課や担当で事業等をしてもらっても受け手は1家族ですので、受け手の側でどう受け取り利用していくのかも考えていかないと、ばらばらになりかねないです。その点はよろしくお願ひしたいと思います。

土田委員長 認可を受けないとすすめられない等わずらわしい点もあるようで、行政側の意見だけでなく保護者にとっては負担になるのではという意見もあり、そういった部分も子育て会議の中で議論されると思います。私たち教育委員として議論する場合は、制度策定の過程の中で出てくるのでしょうか。

教育課長 手続きとしては、町長部局の仕事を教育委員会が委嘱され、制度上で必要な議決をする手続きがでてくると思います。その前段に子育て会議は会議で進みますが、受け手である教育委員会としての課題整理はしていく必要があると思います。協議の節目に今回のように情報提供をし、

皆さんから意見をいただいていく進め方をと考えているところです。

土田委員長 そのような形で進めていただければと思います。それでは日程第16「その他」(1)子ども・子育て支援新制度については以上とします。(2)その他についてですが、事務局より説明をお願いします。

教育課長 ここで一度休憩をはさみたいと思いますが、議長にお諮りします。

土田委員長 それでは、休憩とします。

(休憩)

土田委員長 再開します。(2)その他についてほかにございますか。

一同 ありません。

土田委員長 無いようですので、以上をもちまして平成26年度第1回真室川町教育委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

次回、平成26年3月7日(金)に開催することを確認して閉会。